第十九条の十二第七項中「外国法人」を「非居住者又は外国法人」に、「名称、」を「氏名又は名称、住所等又は」に、「又は」を「若しくは」に、「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に改め、同条第十一項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称、本店又は」を「氏名又は名称、住所等又は本店若しくは」に改め、同条第十三項第一号中「住所等」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所等及び個人番号）」を加え、同項第四号中「第百六十五条第一項」に、「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。

第十九条の十三第一項第一号中「住所」を「住所。以下この号において同じ。）（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所及び個人番号）」に改め、同項第三号ロ中「第二百九十一条第一項第三号」を「第二百八十一条第一項第四号」に改め、同項第五号中「第二百九十一条第四項第三号」を「第二百八十一条第四項第三号」に改め、同号イ及びロ中「第二百九十一条第一項第三号ロ」を「第二百八十一条第一項第四号ロ」に改める。

第十九条の十四中「第二十七条第三項」を「第二十六条の三十二第三項」に改め、同条第二号中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）

第十九条の十四の二　法第四十二条第一項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる店頭デリバティブ取引（同条第四項第三号に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）に係る証拠金（法第四十二条第一項に規定する証拠金をいう。第十一項第五号において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　変動証拠金（店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該店頭デリバティブ取引の相手方に対して預託するものをいう。以下この号及び第十一項において同じ。）　店頭デリバティブ取引に付随する契約に、一月に一回以上、店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、当該相手方に対して預託すべき店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金の額を、当該相手方ごとに、当該店頭デリバティブ取引の時価により算出する旨の定めがあること。

二　当初証拠金（店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額に対応して預託するものをいう。以下この号、次項及び第十一項において同じ。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

イ　店頭デリバティブ取引の相手方との間で一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。第十一項において同じ。）の約定又はこれに類する約定を締結している場合　当該約定又はこれに類する約定をした基本契約書（同条第五項に規定する基本契約書をいう。第十一項において同じ。）に係る基本契約ごとに、当該相手方に対して預託している当該基本契約に基づいて行う店頭デリバティブ取引に係る当初証拠金の額の合計額が当該基本契約に基づいて行う店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の百分の十五に相当する金額を超えていないこと。

ロ　イに掲げる場合以外の場合　店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、当該相手方に対して預託している店頭デリバティブ取引に係る当初証拠金の額の合計額が当該店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の百分の十五に相当する金額を超えていないこと。

2　施行令第二十七条第一項に規定する財務省令で定めるものは、当初証拠金とする。

3　法第四十二条第五項に規定する財務省令で定める場所は、同項に規定する恒久的施設を有する外国法人にあつては、当該外国法人の法人税法第十七条第一号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときはそのうち主たるものとし、当該外国法人が会社法第九百三十三条第一項又は民法第三十七条第一項の規定による登記をしているときは当該登記をしている事務所、事業所その他これらに準ずるものとする。）の所在地とする。

4　法第四十二条第五項に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等（法第四十二条第四項第一号に規定する外国金融機関等をいう。以下この条において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関（同項第五号に規定する外国金融商品取引清算機関をいう。以下この条において同じ。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（前項に規定する外国法人にあつては、同項に定める場所。以下この条において「所在地等」という。）

二　店頭デリバティブ取引が外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）を通じて行われる場合には、当該営業所等の名称及び所在地

三　当該非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が、その提出をする際に経由する国内金融機関等（法第四十二条第四項第二号に規定する国内金融機関等をいう。以下この条において同じ。）又は金融商品取引清算機関（同項第四号に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下この条において同じ。）から支払を受ける利子（法第四十二条第一項に規定する利子をいう。以下この条において同じ。）につき同項の規定の適用を受けようとする旨

四　当該非課税適用申告書を提出する際に経由する国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の名称及び所在地並びに当該非課税適用申告書の受理がされる当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等（施行令第二十七条第二項に規定する事務所等をいう。第五項において同じ。）の名称及び所在地

五　店頭デリバティブ取引が利子の支払をする国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の本店又は主たる事務所以外の営業所等を通じて行われる場合には、当該営業所等の名称及び所在地

六　当該非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が前項に規定する外国法人である場合には、当該外国法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

七　当該非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

八　その他参考となるべき事項

5　施行令第二十七条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める書類（当該外国法人の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は第三項に規定する場所の記載のあるものに限る。）とする。

一　第三項に規定する外国法人　当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該外国法人の第三項に規定する登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書（法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をする国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に提示する日前六月以内に交付を受けたものに限る。）

ロ　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛金をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をする国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

二　前号に掲げる外国法人以外の外国法人　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をする国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

6　国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関から提出された法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子に係る非課税適用申告書又は同条第八項各号に定める申告書（以下この項及び次項において「非課税適用申告書等」という。）を受理した場合には、当該非課税適用申告書等の写し（これに準ずるものを含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。

7　国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、前項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しを、当該非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称ごとに整理し、当該非課税適用申告書等を提出する当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関に対し最後に法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の利子の支払をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

8　法第四十二条第八項第一号に規定する非課税適用申告書に記載した財務省令で定める事項は、第四項第一号に掲げる事項とする。